

平成21年12月4日  
財 務 局  
主 税 局

**地方法人特別税の早期の廃止と法人事業税への復元について  
の共同要望（東京都・神奈川県・愛知県・大阪府）について**

本日、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の四都府県は、別紙の通り、総務大臣及び財務大臣に対し要求を行い、併せて四都府県共同コメントを発表いたしましたので、お知らせいたします。

**[配布資料]**

要求文

共同コメント

**【問い合わせ先】**

（地方財政について）

財務局主計部財政課

03 - 5388 - 2669

（地方税制について）

主税局税制部税制課

03 - 5388 - 2908

## 地方法人特別税の早期の廃止と法人事業税への復元について

平成20年度税制改正において、地域間の財政力格差の縮小の観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部が国税化され、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。

この措置は、受益と負担という税の原則に反し、地方分権に逆行するものであり、我々は、その導入時から強く反対してきた。

その後、昨年秋以降の世界的な景気後退により、制度導入時と経済状況は一変した。とりわけ、この急激な景気後退の直撃を受けた大都市の都府県では、企業収益の極端な悪化により、法人事業税は尋常でない水準にまで落ち込んでおり、早期の回復は到底見込めない状況である。

このような中で、今後もこの措置を続けることは、極めて不合理である。

更に、この「暫定措置」は、消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図ることを前提に導入されたものであるが、政権交代により、この方針は転換され、地方法人特別税存続の前提はすでに崩れている。

現在、政府税制調査会において、大幅な政策転換につながる議論が進められているが、以上の点を踏まえ、この暫定措置の撤廃についてもあわせて議論し、地方法人特別税を早期に廃止し、地方の法人事業税として復元することを強く求める。

なお、民主党は、この措置の導入時から、地方自治の侵害であるなどとして、国会審議においても強く反対されているところであり、この問題に迅速に対応されることを心から期待する。

平成21年12月

東京都知事	石原慎太郎
神奈川県知事	松沢 成文
愛知県知事	神田 真秋
大阪府知事	橋下 徹

## 4 都 府 県 共 同 要 望

### 地方法人特別税の早期の廃止と法人事業税への復元について

#### (共同コメント)

本日、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の4都府県が共同して、総務、財務両省に地方法人特別税の早期の廃止と法人事業税への復元についての緊急要望を行った。

お会いいただいた、原口総務大臣、渡辺総務副大臣・小川総務大臣政務官、大串財務大臣政務官には、

- ・地方法人特別税は、そもそも受益と負担という税の原則に反し、また、地方分権の流れにも逆行する制度であること。
- ・昨年秋以降の世界的な景気後退の直撃を受け、4都府県の法人事業税が尋常でない水準にまで落ち込んでいる中で、この措置を続けることは、極めて不合理であること。
- ・税制抜本改革についての方針転換により、この暫定措置が導入された前提が崩れようとしていること。

こういったことから、地方法人特別税を早期に廃止し、法人事業税として復元されるよう、求めたところである。

今後とも、4都府県が力を合わせて、本日の要望の実現に向けて力を尽くしてまいりたい。